

特集にあたって (特集 「パリ協定」後の気候変動 対応)

著者	鄭 方?, 大塚 健司
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	246
ページ	2-3
発行年	2016-03
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00039606

特集にあたって

鄭方婷・大塚健司

国連気候変動枠組条約（以下、条約）の第二一回締約国会議（COP21）は、二〇一五年一月中旬に「パリ協定」（参考文献①）を採択して閉幕した。二〇一六年四月にニューヨークにある国連本部で署名式が行われるが、発効には五五締約国の国内締結とこれらの締約国の温室効果ガス排出量が世界全体の五五%を占めることが条件となっている。今後、各国の批准状況、発効に向けた動向や各議題についてのさらなる交渉過程を注視していく必要がある。

パリ協定までの道のりは平坦ではなかった。パリ会議に並行して開催されたイベントでは、最新の気候観測、省エネ技術、持続可能な都市に向けたエネルギー開発などが紹介される前向きな動きが多くみられたものの、交渉の現場では国家権益の対立というハイ・ポ

リティックスの側面が目立っていた。排出量の多い新興国の台頭により、条約や京都議定書の交渉をしていた時代に比べて利害対立の構造はさらに複雑化しているうえに、解決すべき課題は多い。たとえば条約第二条に掲げられた目標である大気中の温室効果ガス濃度の安定化をはじめ、その他気候変動への適応、資金や技術援助を必要とする国への支援などである。多数のアクターが、利益の衝突する数多くの問題に同時に対処しなければならぬという性質上、気候変動をめぐる国際交渉は困難極まるグローバル・イシューのひとつとなっている（参考文献②）。

利害対立の複雑化という側面では、パリ会議では従来の南北対立に加え「南⇨南問題」も浮上した。つまり途上国グループである「G77+中国」のなかでも社会・経済の格差によって国情が大きく異なっており、交渉における途上国の立場が一枚岩ではなくなった。また気候変動に対応するための行動分野も多様化している。パリ会議の結果を受けて、今後は少なくとも以下の分野で細則や実施ルールをめぐる交渉が続くことになる。それは温室効果ガスの排出削減、悪影響への適応、資金と技術開発・移転などへの支援、遵守を促進するための取り決め、「損失と損害」（loss and damage）を軽減するためのリスク管理戦略、能力構築の強化、行動と支援の透明性、世界全体の行動進捗を検討する「グローバル・ストックテイク」の準備、などである。

これらの課題それぞれにおいて前述のような利害が複雑に絡み合っており、物事をひとつづつ決めるにも度重なる対話と相互理解が必要になる。パリ会議終盤では最終的に合意がしやすいといわれるパッケージ交渉の形で進められたが、それでも多岐にわたるテーマをすべての締約国が受け入れることは非常にハードルの高いものであった。そのような障害を乗り越えてパリで合意がなされた要因は様々あると思われるが、世界各地で異常気象が頻発していることや科学的知見について精度が向上したことなどが挙げられる（参考文献③）。近年、先進国、途上国、新興国を問わず異常気象の影響は確実に及んでおり、また気候変動と関連付けられる自然環境の変化がシミュレーションなど研究成果によって明らかになってきていることもあって、ほとんどの国にとって気候変動は無視できない問題であると認識されている。とはいっても、人類が未来を正確に予測できるわけではなく、こうした国際枠組みの構築のためには、依然不確実性を前提とした議論のなかで各国の利益のバランスを取りながら合意を目指すプロセスは続いていくであろう。

ここでパリ協定に至るまでの重要な国連での合意を振り返りたい。二〇〇七年に決定された「パリ行

動計画」では、「緩和」「適応」「資金」および「技術移転」を京都議定書とは別に「条約」の下で交渉を開始すると定めた。そして、二〇〇九年に「コペンハーゲン合意」が作成され、最終的には正式決定ならなかったが、法的強制力を持たない削減目標の提出およびそれへの評価、先進国全体での資金拠出額などを示した。二〇一〇年にメキシコで採択された「カンクン合意」は事実上コペンハーゲン合意の追認であり、加えて「緑の気候基金」「技術執行委員会」「気候技術センター・ネットワーク」が設立された。その後の二〇一一年に南アフリカで決定された「ダーバン合意」では、すべての締約国に適用される法的合意の作成を開始することを決めた。今回のパリ協定はその成果であり、二〇二〇年以降を規定する国際枠組みとなる。また二〇一二年以降は「ドーハ・クライメイト・ゲートウェイ」、二〇一三年の「損失と損害に関するワルシャワ国際メカニズム」、二〇一四年の「気候行動のためのリマ声明」が合意されている(参考文献④)。

パリ協定を受けた今後の気候変動対応について、各国・地域または各分野でいかなる影響が予想されるのか、また今後の課題としてどのような点に取り組むことが求められているのか。本特集では気候変動への影響に対する緩和策とそれへの適応策とともに視野に入れつつ、重要と考えられる課題やいくつかの国での対応についてそれぞれの視点から論じたものである。具体的には、パリ協定に至る気候変動交渉と同協定のレビュー、アメリカの気候変動対策の展望、中国の石炭・エネルギー問題を踏まえた気候変動対応の展望、緩和策の鍵を握る技術移転メカニズム、先進国と途上国を二分してきた気候資金をめぐる議論の動向と今後の展望、気候変動交渉における環境NGOの役割、気候変動による影響とそれへの対応という点で脆弱な国・地域であるバングラデシュ、ツバル、アフリカにおける適応策や損失と損害への対応、そして最後に地球規模の生態危機への国際対応におけるパリ協定の意義と今後のガバナンスのあり方を論じている。もともと気候変動対応をめぐる非常に多くの論点があり、本特集で取り上げたのはその一部にすぎず、かつ対象国・地域も限られている。そのなかで、

本特集が今後の気候変動対応を考えていくうえで何らかの有意義な情報や論点を提示することができれば幸いである。

気候変動に対処するには、多様な分野での努力が必須であることはいうまでもない。そしてすべての問題解決を国連に任せるのではなく、今後は既存のリソースの活用や、様々な機関・団体との協力によって各国内の対処行動を導いていく必要があるだろう。パリ会議で、「旅が終わりを告げたのである」と議長のアビウス外相が表現したように、パリ協定の採択は新たな気候変動対応の前進に向けたスタートに過ぎない。気候変動対応の長期的な目標を達成するには、関係するすべての国・地域、組織、そして人びとに持続的かつ野心的な行動が求められる。

《参考文献》

① “Adoption of the Paris Agree-

ment.” FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1, UNFCCC, 12 December 2015.

② 鄭方婷「二〇一五年『パリ合意』を目指す気候変動交渉」『アジア研ワールド・トレンド』二〇一五年四月号)。

③ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)(<http://www.ipcc.ch/>)および気象庁(<http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/index.html>)、環境省(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/knowledge.html>)、経済産業省(http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/global2.html) 関連ウェブサイト。

④ 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)(<http://unfccc.int/>)および外務省(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyō/kiko/index.html>)、環境省(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop.html>)、経済産業省(参考文献③参照) 関連ウェブサイト。

【付記】パリ協定および関連文書には各用語の定義がないものもあることから、筆者間で表記が異なる場合があることに留意されたい。